

設 計 変 更 ガ イ ド ラ イ ン

（ 工 事 編 ）

北海道水産林務部

令和 2 年 1 月

設計変更ガイドライン（工事編）

I 策定の目的等

1 土木請負工事の特徴

土木工事では、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性を有しており、当初積算時に予見できない事態の変化や制約条件については、その前提条件を明示して設計変更の円滑化を工夫する必要がある。

2 発注者・受注者の留意事項

（1）発注者

設計積算にあたっては、特記仕様書及び現場説明書等により、工事を施工するのに必要な条件を明示するよう徹底する。また、工事実施に当たっては、契約書第 17 条～第 18 条に基づき適正な手続きを行う必要がある。

（2）受注者

入札にあたっては契約図書をよく確認のうえ、疑義があるときには説明を求めることができる。また、工事の着手にあたっては設計図書を照査し（共通仕様書による）、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中の疑義が生じた場合には、発注者と「協議」して進めることが重要である。

3 設計変更の現状

（1）設計図書に明示されている事項

設計図書に明示されている内容と現地条件に不一致がある場合には、契約書の関連条項に基づき、設計図書に明示した事項を変更し、合わせて工期及び請負代金額の変更を行うことが一般的である。

（2）任意仮設等の一式計上されている事項や設計図書に脱漏又は表示が不明確となっている事項は、変更対応が問題となっているケースがある。

4 適切な設計変更の必要性

改正品確法の基本理念に、「請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」が示されているとともに、発注者の責務として、「設計図書に適切に施工条件明示をするとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」が規定されている。

5 ガイドライン策定の目的

工事の設計変更に係る業務の円滑化を図るため、発注者及び受注者がともに、設計変更が可能な場合と不可能な場合及び手続きについて十分理解しておく必要があることから、既存の通達等を踏まえ、設計変更における課題と留意点を「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン」として取りまとめ、設計変更に係る業務の円滑化を図ることを目的とする。

Ⅱ 設計変更に関する基本的事項

1 設計変更を必要としないもの

受注者の都合による任意の提案を、発注者が「承諾」して施工した場合。

2 設計変更を行うことができないもの

以下のような場合においては、原則として設計変更できない（なお、災害時等緊急の場合はこの限りでは無い）。

- (1) 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合。
- (2) 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合。
- (3) 契約書（第 17 条～第 24 条、第 29 条）・共通仕様書に定められている所定の手続きを経していない場合。
- (4) 正式な書面に依らない事項（口答のみの指示・協議等）の場合。
ただし、契約書第 25 条（臨機の措置）の緊急やむを得ない事情の措置を行う場合は、この限りではない。

※共通仕様書より

「承諾」：契約図書で明示した事項について、発注者若しくは工事監督員又は受注者が書面により同意することをいう。

「協議」：書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

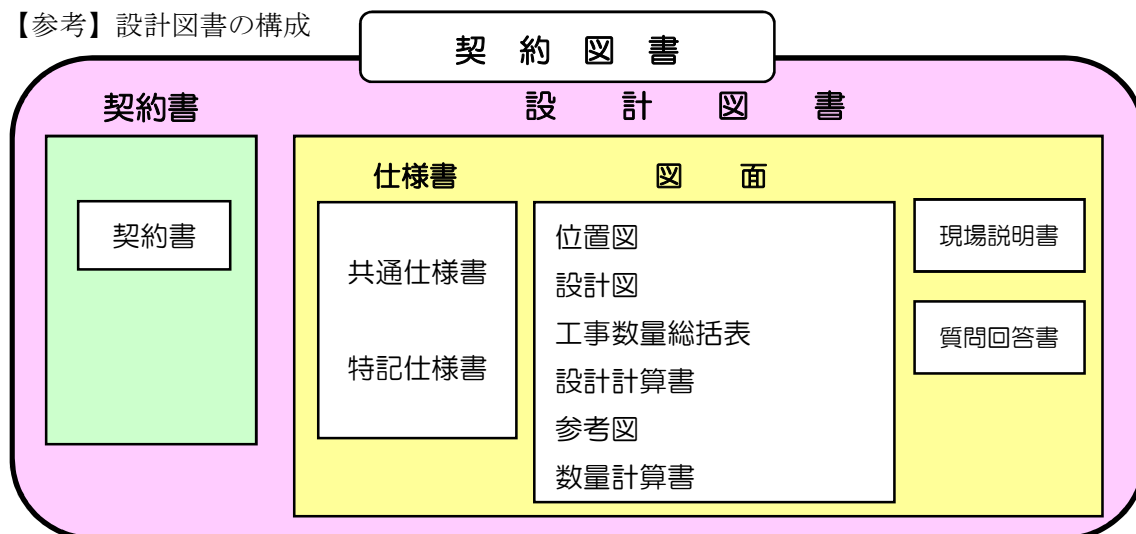
「契約図書」：契約書及び設計図書をいう。

「設計図書」：図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

「図面」：入札に際して発注者が示した位置図・設計図及び参考図、発注者から変更又は追加された位置図・設計図及び参考図、設計図の基となる計算書及び工事数量総括表をいう。

※「参考図」：発注者が想定した工法/材料等を記したものであり、これに示されている事項については、受注者の任意施工を拘束するものではない。

【参考】設計図書の構成



3 設計変更を行うことができるもの

以下のような場合においては、所定の手続きを踏むことにより、設計変更が可能である。

- (1) 当初発注時点で設計図書に明示していた土質条件や地下水位等について、現地で予期し得ない条件変更が確認された場合。
- (2) 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず工事着手出来ない場合又は受注者の責によらず工事を中止せざるを得ない場合。
- (3) 所定の手続き（協議等）を行い、発注者から指示を行ったもの（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある）。
- (4) 受注者が契約書第 17 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに係わる「設計図書の照査」を行い、該当する事実がある場合において、設計図書の照査の範囲を超える作業で「協議」を行ったもの。
- (5) 受注者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で、「協議」により必要であると認められるとき。

4 設計変更にあたっての留意事項

- (1) 発注者と受注者が、当初設計の考え方や設計条件を再確認し、「協議」を行う。
- (2) 設計変更しようとする工事内容（工種）の規格、構造及び工事規模が拡大する場合の当該工事に対応することの妥当性を「協議」し、当該工事における設計変更の必要性を明確にする。
- (3) 設計変更に伴う所定の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

III 設計変更の具体例及び手続き

1 設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等

契約書第 17 条第 1 項第 1 号から第 5 号に該当する場合。

設計図書と工事現場の状態とが異なる場合、設計図書の表示が不明確な場合、設計図書に示された施工条件が実際と一致しない場合、工事の施工条件について予測し得ない特別の状態が生じた場合等における受注者の通知義務と発注者及び受注者のとるべき措置について規定したもの。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合。ただし、これらの優先順位が定められている場合は除く。【契約書第 17 条第 1 項第 1 号】

< 解 説 >

設計図書（共通仕様書、特記仕様書、位置図、設計図、工事数量総括表、設計計算書参考図、数量計算書、質問回答書）間に相違がある場合のこと。

(2) 設計図書に誤り又は脱漏がある場合。【契約書第 17 条第 1 項第 2 号】

＜解 説＞

設計図書に誤り又は脱漏があることとは、受注者として設計図書に誤りがあると思われる場合、又は、設計図書に表示すべきことが表示されていない場合のこと。

＜具体事例＞

ア 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合。

イ 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位（湧水等）に関する一切の条件明示がない場合。

ウ 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通誘導警備員に関する一切の条件明示がない場合。

(3) 設計図書の表示が明確でない場合。【契約書第 17 条第 1 項第 3 号】

＜解 説＞

設計図書の表示が明確でないこととは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事の施工にあたってどのように施工して良いか判断がつかない場合等のこと。

＜具体事例＞

ア 地質及び地下水位に関する条件が明示されていなければ施工不可能な工事において、地質に関する条件（土質柱状図等）は明示されているが、地下水位（湧水等）に関する条件が明示されていない場合。

イ 水替工が必要な工事において、水替工のポンプ運転時間が、常時であるか作業時のみであるか明示されていない場合。

ウ 仮橋の参考図は明示されているが、荷重条件や制約条件の設計条件の明示がない場合。

(4) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合。【契約書第 17 条第 1 項第 4 号】

＜解 説＞

設計図書で示された自然的な施工条件とは、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表の凹凸等の形状、地質、わき水の有無又は量、地下水の水位などがあげられ、人為的な施工条件としては、地下埋蔵物、地下工作物、土取場、土捨場、通行道路、工事に関する法令等があげられる。

＜具体事例＞

ア 設計図書に明示された土質条件が現地条件と一致しない場合。

イ 設計図書に明示された地下水位（湧水等）が現地条件と一致しない場合。

ウ 設計図書に明示された交通誘導警備員の配置条件が現地条件と一致しない場合。

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することの出来ない特別な状態が生じた場合。【契約書第 17 条第 1 項第 5 号】

<解 説>

自然的な施工条件としては、工事現場の周囲の状況からして特に予想し得なかったもの、たとえば一部に軟弱な地盤や転石があるといった場合が考えられ、特殊な場合としては、酸欠又は有毒ガスの噴出等がある。

人為的な条件としては、予想し得なかった騒音規制・交通規制等のほか、埋蔵文化財の発見や住民運動、環境運動、テロリスト等による実力行使を伴う事業の妨害等があげられる。

(6) (1) ～ (5) の場合の手続き

現場代理人は、設計図書の照査を行い、契約書第 17 条第 1 項の各号のいずれかに該当する事実がある場合は、直ちにその旨を工事監督員に通知し、その確認を請求する。【契約書第 17 条第 1 項関係】



工事監督員は、現場代理人立会の上、直ちに調査を実施する。
なお、現場代理人が立会に応じない場合には、現場代理人の立会を得ずに行うことが出来る。【契約書第 17 条第 2 項関係】



発注者は、調査の結果により契約書第 17 条第 1 項の各号のいずれかに該当する事実を確認した場合は、確認書を作成するとともに、調査結果を取りまとめ、受注者に通知する【契約書第 17 条第 3,4 項関係】



発注者は、調査の結果により契約書第 17 条第 1 項の各号のいずれかに該当する事実を確認した場合で、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。【契約書第 17 条第 5 項関係】



発注者は、設計図書の訂正又は変更を行われた場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担する。【契約書第 17 条第 6 項関係】



発注者及び受注者は、工期の変更に関しては契約書第 23 条、請負代金額の変更に関しては契約書第 24 条に基づき、「協議」により定める。
いずれも、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

※共通仕様書より

「通知」：発注者又は工事監督員と受注者又は現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について書面により互いに知らせることをいう。

2 設計図書の変更

契約書第 18 条に該当する場合。

本条は第 17 条「設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等」における施工条件の変更等とは異なり、発注者自らの意思で設計図書を変更できることを規定したものの。

(1) 計画、工法、架設工等の変更

＜解 説＞

発注者自らの意思で、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更する場合。

＜具体事例＞

ア 土地所有者等の要望により、土捨（取）場や取付道路の位置等を変更する場合。

イ 事業計画変更や関係機関等との協議結果による計画法線変更、工法変更、仮設工変更を行う場合。

(2) 拡大設計変更

＜解 説＞

「7（3）工事内容の拡大に伴う設計変更」を参照。

3 工事中止の場合の手続き

契約書第 19 条に該当する場合。

自然的又は人為的な事象であつて、受注者の責に帰することができないものにより、工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合は、発注者は工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない（発注者の義務規定）。

発注者は、この場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

また、受注者は、共通仕様書(水産土木 1-1-1-17、森林土木 1-1-1-16) 第 3 項に基づき中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を作成し、発注者の承諾を得るものとする。

＜具体事例＞

ア 設計図書に工事着工時期が定められた場合、その期日までに受注者の責によらず施工できない場合。

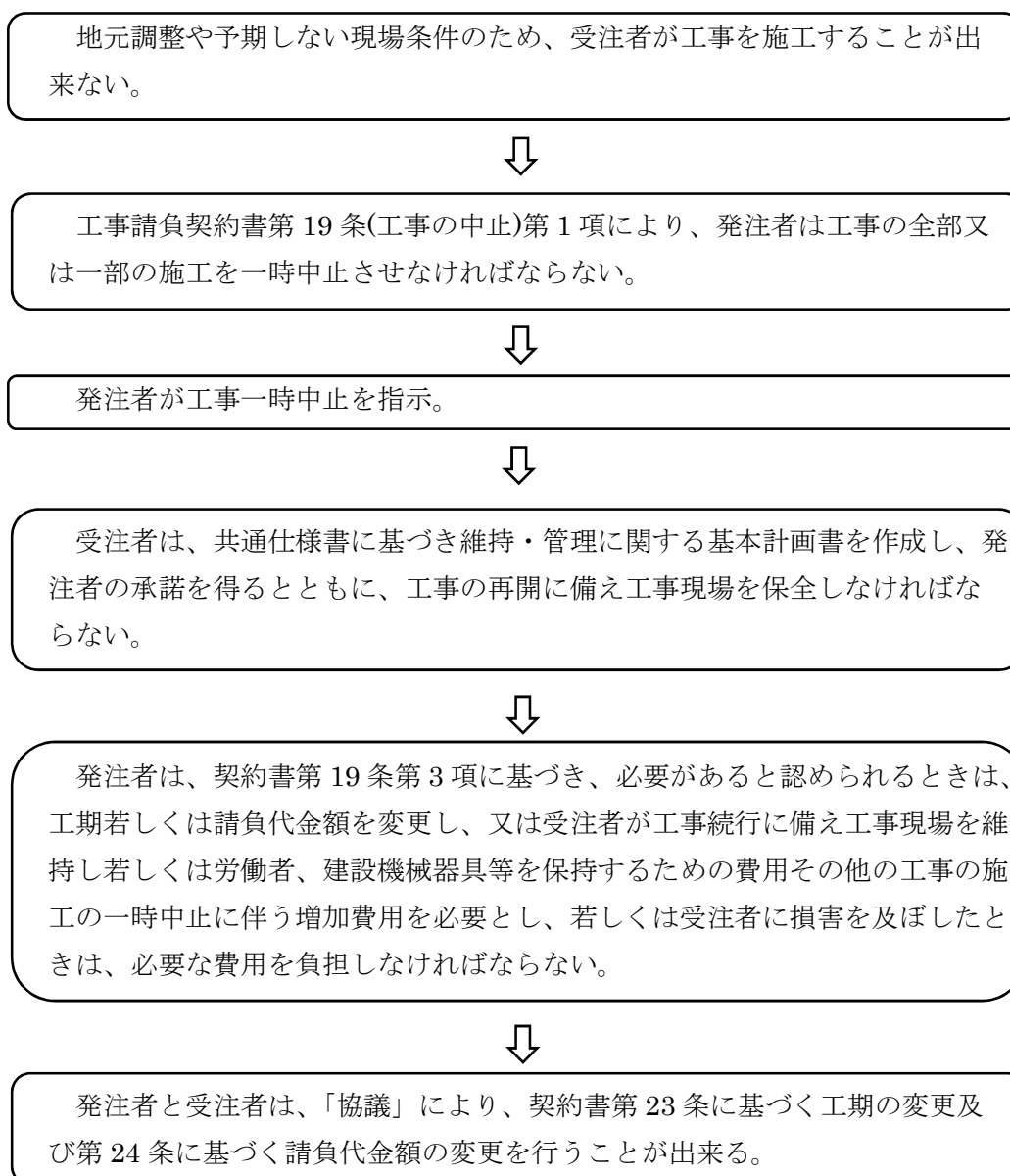
イ 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合。

ウ 受注者の責によらない何らかのトラブル(地元調整等)が生じた場合。

エ 予見できない事態が発生した(地中障害物の発見等)場合。

- オ 工事用地の確保が出来ない等のため工事を施工できない場合。
- カ 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが困難な場合。
- キ 埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合。
- ク 当該工事と関連する他工事の遅延により着工できない場合。

< 手続き >



4 請負代金額の変更に変わる設計図書の変更

契約書第 29 条に該当する場合。

請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、予算制度上や予算運営上等の理由がある場合に、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更できることを規定したもの。

5 工期の変更

契約書第 20 条及び第 21 条に該当する場合。

(1) 受注者の請求による工期の延長【契約書第 20 条】

受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことが出来ない事由により工期内に工事を完成することが出来ない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期の延長変更を請求することが出来る。

<具体事例>

ア 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合。

イ 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の変更が生じた場合。

ウ その他、受注者の責めに帰すことが出来ない事由により工期の延長が生じた場合。

<手続き>

天候の不良等、受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない。



工事請負契約書第 20 条(受注者の請求による工期の延長)第 1 項により、理由を明示して発注者に工期の延長を請求。



発注者は工事請負契約書第 20 条第 2 項に基づき、必要があると認められるときは工期を延長しなければならない。請負代金額についても必要と認められるときは変更を行う。



発注者と受注者は、「協議」により、契約書第 23 条に基づく工期の変更及び第 24 条に基づく請負代金額の変更を行うことが出来る。

(2) 発注者の請求による工期の短縮等【契約書第 21 条】

発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面にて請求することが出来る。

<具体事例>

- ア 工事一時中止にともない工期延長が予想され、工期短縮が必要な場合。
- イ 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合。
- ウ その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要な場合。

<手続き>

工事請負契約書第 21 条(発注者の請求による工期の短縮等)第 1 項に基づき、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を書面により受注者に請求。

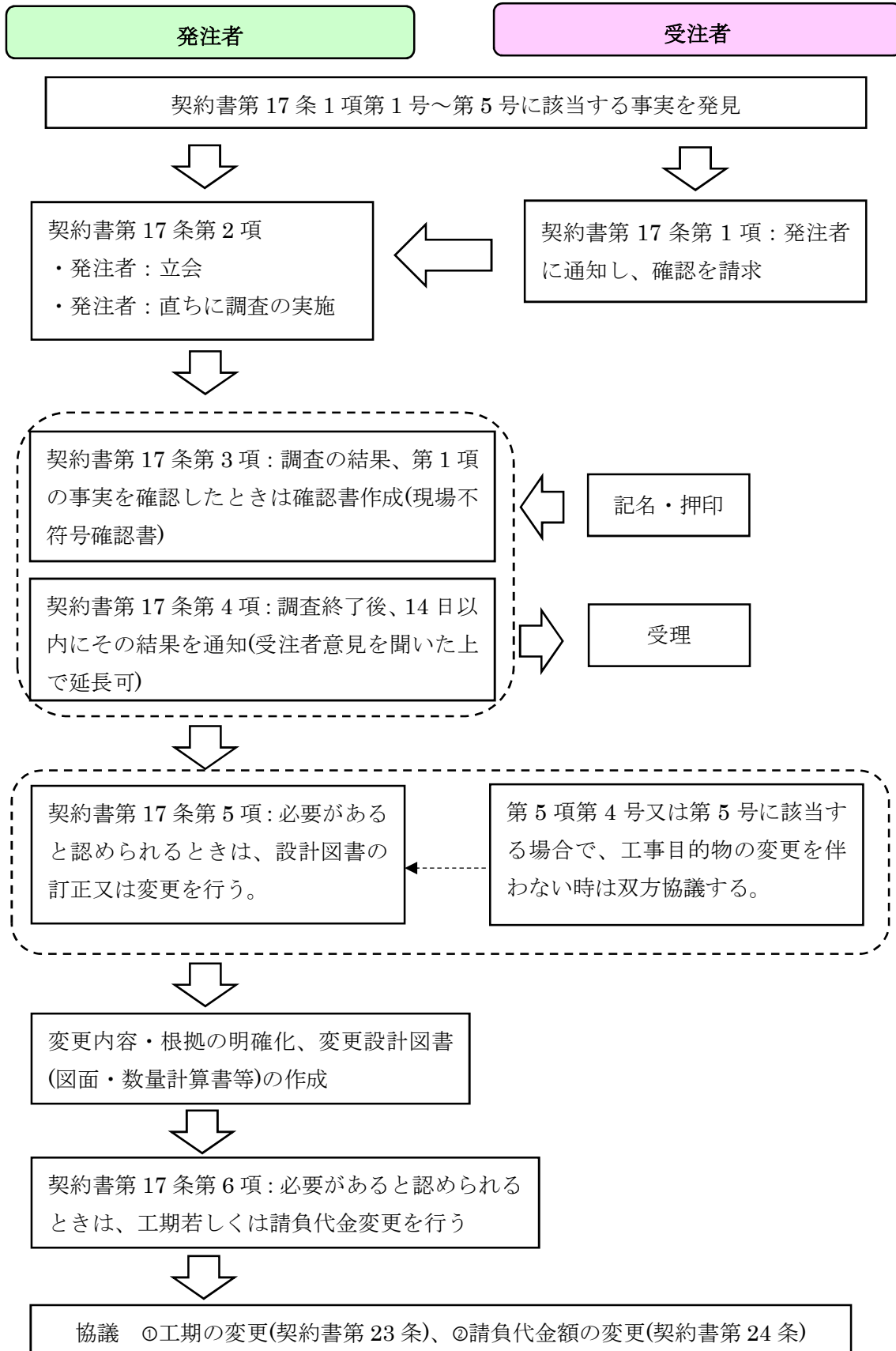


受注者は発注者からの請求に基づき、工期短縮を図るための施工計画を発注者に提出し、承諾を得る。



発注者と受注者は、「協議」により、契約書第 23 条に基づく工期の変更及び第 24 条に基づく請負代金額の変更を行うことが出来る。

6 設計変更手続きフロー図



7 設計変更の種類

(1) 設計変更の定義

設計変更とは、原則として設計図書に記載されている工事目的物の内容(形状、寸法、規格、数量)及び施工条件等に変更が生じる場合、契約図書の規定に従い、設計図書の一部を変更することをいう。

(2) 概数の確定による設計変更

工事の発注に際して当初設計の工事数量の全部又は一部を概数で精算し、契約締結後に、概数公示した工事数量の確定を行う設計変更をいう。

概数による発注は、土木工事の早期発注及び設計積算業務の効率・合理化、施工条件の明確化など契約上の対等制の確保を図るためのものであり、平均断面等を用いた成果品による発注、主要部分以外の調査測量が概測又は過年度の調査等により成果品に変化が生じて再測が必要となる場合の発注、施工後でなければ数量等が確定できない場合の発注などが考えられるが、あくまでも工事費、工期等に著しい影響を与えない範囲で当初設計の工事数量を概数として施工条件明示するものである。

(3) 工事内容の拡大に伴う設計変更

契約書第 18 条による設計変更であり、現工事と分離施工することが困難な工事又は追加工事を競争入札に付した場合に平等性を著しく損なう工事のうち、変更額が当初契約金額の 3 割以下で、3,000 万円以下の増額の場合に限り、工事の内容の追加を行う設計変更をいう。ただし、上記基準によりがたい場合で、工事内容の拡大に伴う設計変更を必要とするときは、水産林務部長の承認を得るものとする。

(※当面の間、3,000 万円の上限は廃止して運用「平成 26 年 3 月 3 日付け水林総第 1952 号」)

予算調整の容易さや契約図書の作成、契約事務、工事間の調整、完成検査等について事務の簡素化が図れるほか、速やかに工事着手できるなどのメリットがあるが、反面、当初契約時から恣意的に財源保留を行って拡大変更したとの誤解を招くおそれもあることから、原契約の内容を極端に逸脱したり恣意的な運用とならないよう十分な配慮が必要である。

〈拡大設計変更ができる工事の内容〉

1) 現工事と分離施工することが困難な工事

i 原契約の工事と同一現場内の工事

(例 暫定盛土の増工、山腹・法面工の増工、橋脚の増工、治山ダム嵩上増工、連続床固等の増工、河道掘削の増工等)

ii 原契約の工事の施工と分離施工が困難な工事

(例 工事延長の増、消波ブロックの製作増、橋梁製作の増等)

2) 追加工事を競争入札に付した場合に平等性を著しく損なう工事

(例 特殊な機械を使用する工事、特殊な仮設を伴う工事等)

〈拡大設計変更の注意点〉

- 1) 拡大設計変更の対象となる増額分については、当初契約額に対して 3 割以下となっており、設計変更を行った後に拡大設計変更を行う場合でも、設計変更後の額に対して 3 割以下とはならない。

(例)

	請負代金額	変更額
当初契約	55,000,000 円	
第一回設計変更 (通常)	60,000,000 円	+5,000,000 円
第二回設計変更 (拡大)	77,000,000 円	+17,000,000 円

※拡大設計変更の判定：(拡大設計変更分変更額) ÷ (当初契約額)

$$= 17,000,000 \div 55,000,000$$

$$= 0.309090\cdots$$

判定：変更額が当初契約額の 3 割以上のため、拡大設計変更とはならない

- 2) 拡大設計変更は、当初契約金額の 3 割以下で、3,000 万円以下の増額の範囲であれば、変更回数に制限はない。
- 3) 拡大設計変更とそのほかの設計変更を同時に行うことは可能であるが、拡大設計変更が当初契約金額の 3 割以下で、3,000 万円以下の増額の範囲であることが確認できるように、拡大設計変更分の内容と金額が確認できるように事務処理を行う必要がある。

(4) 軽微な設計変更

建設工事事務の簡素合理化を図り、もって事業の適期、効率的執行を確保するために定められた「建設工事の軽微な設計変更に伴う事務処理要領制定等について（昭和 46 年 12 月 1 日付け局総第 562 号副出納局長通知）」に基づく設計変更をいう。

変更の設計及び新請負金額による契約変更にはかなりの時間を要するものであり、新設計が確定するまで工事に着手できないことは、工事施工の適期を逸することになりかねないことから概略によって変更を行い、設計変更時または工事完成前に一括して変更を確定させるものである。

軽微変更が可能な範囲は、設計変更に伴う増減見込額の累計（請負代金額の変更に関して、契約の変更を行ったものに係る設計変更に伴う増減額を除く）が、現請負代金額の 30 パーセント以内で、かつ、1,500 万円未満（新工種については 750 万円未満）のものをいう。

なお、次のものは除く。

- ・重要な変更
- ・他機関の承認を必要とするもの
- ・議会の議決（知事の専決処分を含む）を経た請負工事
- ・工期の変更を必要とするもの
- ・契約書第18条による変更のうち、拡大設計変更
- ・契約書第19条及び第29条による変更

契約書第17条による変更により、工事量（路線延長や施工面積等）の変更が生じる場合においても、軽微な設計変更により取り扱うことができるものとする。

〈軽微な設計変更の注意点〉

- 1) 増減見込額の累計とは、「軽微な設計変更」の上申ごとの増減額の絶対値の累計であり、増減額の相殺額ではないことに留意すること。
（例 1回目の軽微変更で700万円の増額見込み、2回目の軽微変更で900万円の減額見込みの場合、累計額は-200万円ではなく1,600万円となり、軽微な設計変更を適用できないため、軽微総括（1回目の軽微変更確定分）と通常的设计変更（軽微変更を予定していた2回目の設計変更分）により変更しなければならない。）
- 2) 請負代金額が増額となる見込みの場合は、配当を受けた予算の範囲内であることを確認するとともに、請負代金額の変更までの間に当該請負代金額の増額分が歳出予算の残額を超えないように、常に留意しておくこと。

(5) 設計変更の区分別の変更内容

種類 内容	概数の確定に よる設計変更	拡大設計変更	軽微な設計変更	通常の設計変更
金額制限の 規定	なし	あり (変更額が当初 契約額の3割以 下で、かつ、 3,000 万円以下 ※)	あり (増額見込額の累 計が現請負代金額 の30%以内で、か つ、1,500 万円未 満。新工種は750万 円未満)	なし
変更部分の 工事着手	工事施工協議 簿による確認 後	設計変更を通知 し、変更契約締 結後	軽微な設計変更の 通知後	設計変更を通知 し、変更契約締 結後
工期の変更	できない	できる	できない	できる
設計変更の 時期	概数の全部又 は一部が確定 した時点	変更部分の工事 着手前	軽微の範囲を超え る時点又は工事完 了前	変更部分の工事 着手前

※当面の間、3,000 万円の上限は廃止して運用「平成 26 年 3 月 3 日付け水林総第 1952 号」

8 設計変更に関わる資料の作成

(1) 設計照査に必要な資料作成

受注者は、当初設計等に対して、契約書第 17 条第 1 項に該当する事実が発見された場合、工事監督員にその事実が確認できる資料（現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等）を書面により提出し、その確認を求めなければならない。

なお、これらの資料作成に必要な費用については、受注者が行う照査の範囲であり、契約変更の対象としない。

受注者による「設計図書の照査」範囲を超えると考えられる事項・事例は次のとおり。

- ア 現地測量の結果、縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- イ 施工の段階で判明した岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。
ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更是「設計図書の照査」に含まれる。
- ウ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
- エ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。

- オ 構造物の載荷高さが変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- カ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。
- キ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ク 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- ケ 土留め等の構造計算において、現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
- コ 「設計要領」、「各種示方書」等との対比設計。
- サ 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
- シ 設計根拠まで遡る見直し、及び必要とする工費の算出。

(2) 設計変更に必要な資料作成

契約書第 17 条第 1 項に基づき、設計変更するために必要な資料の作成については、契約書第 17 条第 5 項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に対応してもらう場合は、以下の手続きにより実施するものとする。

- ① 設計図書の照査に基づき設計変更が必要な内容については、受注者及び発注者の双方で確認する。
- ② 設計変更するために必要な資料の作成について、書面により協議し、合意を行った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ③ 発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成にかかる費用については、契約変更の対象とする。

9 条件明示について

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する事項に基づき、適切に対応するものとする。

明示項目	明 示 事 項
一般事項	1. 契約書第 1 条で定める設計図書の構成 2. 契約条件である森林土木工事共通仕様書について 3. 概数の内容及び設計変更図書の作成の手続きについて 4. 余裕ある工期を設定している場合、通常工期と余裕期間等 5. ゼロ国（道）債、翌債等の場合に、積算上設定した現場施工開始日等 6. 参考図の趣旨、取扱い等

明示項目	明 示 事 項
工程関係	1. 指定部分の工種及び完成期日等 2. 他工事の開始完了時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、他工事又は当該工事の時期等 3. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、特定される施工時期、施工時間及び施工方法等 4. 関係他官庁等との協議が未成立の場合、その見込み時期、協議中の内容見通し等 5. 関係他官庁等との協議の結果付されている工程に関する諸条件等 6. 工事区域内に希少動物等の営巣地がある場合、工事に係る制約事項及び工事の着手予定時期等
用地関係	1. 工事用地等の使用において、その場所、範囲、期間、使用条件、復旧方法等 2. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期
公害関係	1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2. 水替・流入防止施設が必要な場合、又は濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）、期間等 3. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	1. 交通安全施設等の設置および交通誘導警備員等の配置を指定する場合は、その内容、期間等 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 土石流危険河川における雨量計の設置、監視員の配置等
工事用道路関係	1. 一般道路を搬入路として使用する場合の搬入経路、使用期間、使用時間帯、使用中・使用後の処置に制限がある場合はその内容 2. 仮設道路の構造、安全施設、維持補修、工事終了路の処置等

明示項目	明 示 事 項
仮設備関係	1. 作業員安全確保に対する仮設階段の設置等 2. 土砂崩落、落石等に対する仮設防護柵が必要な場合は構造等 3. 河川の横断等で仮橋が必要な場合は規格寸法等。引き継ぎ、引き渡しが必要な場合はその内容、時期、条件等 4. 足場工の種類、安全ネットの設置等
建設副産物関係	1. 残土処理先の場所、条件等 2. 産業廃棄物処分の方法、場所、再生処理を指定する場合はその場所 3. 伐開物の利用方法、場所等 4. 循環税相当額の計上について
工事支障物件等	1. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合、その項目及び調査期間 また、地下埋設物等の移設が予定されている場合はその期間
品質管理試験	1. 基礎地盤支持力試験について、試験市、方法、回数、設計地盤支持力等 2. 六価クロム試験について、試験位置、方法、回数等
その他	1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等 3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容 5. 架設工法を指定する場合は、その施行方法及び施工条件 6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容 7. 新技術・新工法・特許公報を指定する場合は、その内容 8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用期間 9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等

Ⅳ 指定・任意の使い分け

(1) 基本事項

仮設工又は施工方法の指定・任意の取扱いについては、契約書第 1 条第 3 項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

- ① 工事目的物を完成するための施工方法及び仮設等において、「指定」とは、設計書のとおり施工を行うものであり、「任意」とは、受注者の責任において自由に施工を行うものである。
- ② 任意については、仮設及び施工方法の一切の手段の選択は、受注者の責任で行う。
- ③ 任意の場合に仮設及び施工方法に変更があっても、原則として設計変更の対象としない。
- ④ ただし、当初積算時の想定と現地条件が異なる等、「Ⅱ 3 設計変更できるもの」に該当する場合は、必要に応じて設計変更を行う。

(2) 留意事項

仮設及び施工方法の指定・任意の取扱いについては、次の事項に留意する。

- ① 仮設工、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。
- ② 発注者(監督者)は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応となるよう留意しなければならない。

仮設及び施工方法について、任意となっている工事において、次の具体例による対応は不適切な対応となる。

(i) 機械の規格選定に関する不適切な事例

【事例①】

土工において、バックホウ(クローラ型山積 0.45m³ 級)で施工計画書が提出されたが、積算ではバックホウ(クローラ型山積 0.8m³ 級)を計上しているので、現場に積算どおりバックホウ(クローラ型山積 0.8m³ 級)を持ってくるよう指示した。

【事例②】

土工において、積算ではバックホウ(クローラ型山積 0.80m³ 級)により計上していたが、受注者がバックホウ(クローラ型山積 0.45m³ 級)で施工したため、設計変更にてバックホウの規格を山積 0.80m³ 級から 0.45m³ 級に変更した。

【コメント】

上記の二事例は、共に「指定と任意」の「任意」に該当し、施工方法等は受注者の任意において定めるものであるため、両者とも不適切な事例となる。

また、特別な施工条件の制約があり標準的な機種・規格以外で積算した場合においては、制約となる施工条件等を特記仕様書や工事数量総括表の摘要欄に明示する必要がある。

(ii) 機械の機種選定に関する不適切な事例

【事例③】 鋼矢板の打込において、受注者が積算上の標準機種であるクローラクレーンで施工せず、分解・組立・運搬に係る費用を計上する必要のないラフテレーンクレーンで施工したため、クローラクレーンの分解・組立・運搬に係る費用を設計変更にて減額した。
【事例④】 掘削土砂の運搬において、特記仕様書には何も明記はなかったので受注者が不整地運搬車(6t 積)にて計画し施工した。施工中に発注者が、積算がダンプトラック(10t 積)となっていることを理由に運搬機種を変更するよう求めた。
【コメント】 設計図書において施工方法等に特別の定めがある場合を除いて、受注者がその責任において施工方法等を定めることとなる。 事例③、④においても、機械の機種や施工方法については、積算における標準的なものであり、受注者に対し拘束する事項とはならない。 また、積算基準の適用範囲内であれば、受注者の施工方法や機種選定が積算と異なっても問題とはならないため、積算どおりの施工方法や施工機種での施工を指示することや、受注者の施工の実態に合わせた設計変更を行うことは不適切である。 なお、事例④に関連して、現場のトラフィカビリティが確保できないため不整地運搬車で積算するような場合には機種が「指定」となるため、制約となる施工条件等を特記仕様書や工事数量総括表の摘要欄に明示する必要がある。

(iii) 仮設備の選定に関する不適切な事例

【事例⑤】 道路工事に係る工事用道路を敷砂利で計上していたが、現地の地盤が軟弱であったため、受注者から敷鉄板への変更について協議があった。発注者は任意仮設であることを理由に、設計変更の対象としなかった。
【コメント】 任意仮設は、その施工に制約を与えるものではないが、現場条件等に変更が生じ、設計計上した工法による施工が困難な場合は、適切に設計変更する必要がある。

(iv) 新技術活用の採用等に関する不適切な事例

【事例⑥】 基礎工や地盤改良工において、設計と同等以上の品質が確保できる新技術を受注者の企業努力により活用したいとの申し出があった。発注者は新技術を活用したことがなく、積算上の工法で実施するよう指示した。
【コメント】 この場合も設計図書において、施工方法その他を定めていない場合は受注者の責任において定めることができ、その施工方法が新技術であっても、発注者として拒否することはできない。 ただし、新技術の活用に当たっては、発注者として求める品質等が満足されているかを確認するのはもちろんのこと、将来の維持管理等も検討のうえ承諾する必要がある。

(3) 設計変更の取扱い

指定・任意にかかわらず、当初明示した条件が変更となった場合には、設計変更を行う必要があるため、施工条件明示(地質条件、廃棄物処理条件等)をできるだけ明確に行い、設計変更に対応できるようにすることが必要である。

また、当初明示した条件には、特記仕様書や工事数量総括表の規格・摘要欄に明示した施工条件のほか、設計図、参考図、設計計算書及び数量算出表から判読できる地盤線及び土質条件の事項や、社会通念上、一般的に考えられる事項も含まれることに留意する必要がある。

	指定	一部指定	任意
定義	工事目的物を施工するにあたり、設計図書のとおり行うもの	基本的に受注者の自主施工を認めるが、特定事項のみを指定するもの	工事目的物を施工するにあたり、受注者の責任において自由に行うもの
適用	①第三者に損害を及ぼすおそれのある場合 ②関係官公署及び管理者等からの施工に関する条件により、制約を受ける場合 ③その他工事の施工上特に指定する必要がある場合	左記に同じ	指定または一部指定以外のもの
設計図書	施工方法等について具体的に指定する(契約条件として位置付け)	制約のある施工条件等を指定する(契約条件として位置付け)	施工方法等について具体的な指定はない(標準的な工法等を参考図として示す場合があるが、受注者の施工を拘束するものではない)
施工方法等の変更	発注者の指示または承諾が必要	受注者の任意 (施工計画書等の提出は必要)	
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない	
当初明示した条件の変更に 対応した設計変更	設計変更の対象とする		
天災不可抗力に対する 対応	契約書の規定に基づき処理するが、「手戻り額」は設計積算の根拠としたものを対象として算定する		

V 不可抗力による損害の取扱い(施工中災害)

(1) 工事中におけた損害の負担

土木工事は、一般医屋外で行われ、また工期も長いため、工事の途中で契約した時には予測できなかったような事象がおこり、予定外の出費を生じることがある。

工事中における災害もその一つで、降雨等により出来上がった法面や盛土が崩壊する、洪水等によって仮締切が流出する、あるいは現場においてあった材料や潜水ポンプなどの機械が破損するというような損害を受けることがあり、さらにこれらの損害の取片付けに要する費用が必要となる場合がある。

受注者は契約した工期及び請負代金をもって、設計図書にしたがった工事を履行する義務を負っているものであり、出来形が破損を受けたとしても、それは受注者の負担で復旧するのが本来である。

しかし、あまりにも多額な損害や、受注者の責任によらない原因で生じた損害までも、受注者の負担とさせることは決して合理的なこととはいえない。

なぜならば、発注者にしてみれば、損害を一切負担しないことは一見有利と思われるが、もしそうなれば請け負う側は入札金額に危機負担分を算入することとなり、請負代金は全体的に高い水準になることが予想される。

また、受注者としても全ての危険を予測できるわけではなく、その規模も確定できないことから、予想した以上の損害は、自己の負担となってしまう。

このようなことから、請負工事そのものが非常に投機性の高いものとなり、建設業界の健全な発展の上からも有益なものとはいえないため、建設業法第 19 条においても、「工事の請負契約には、天災その他の不可抗力による損害の負担方法を定めなければならない。」としており、道においても契約書第 28 条に、これに関する規定を設けている。

(2) 施工中災害該当事項

- ① 原因が天災その他の不可抗力であること。
- ② 損害を回避するための措置をとっていたこと。
- ③ 現場を善良な管理者の注意義務で管理していたこと。
- ④ 受注者が損害状況を工事監督員に直ちに通知していたこと。
- ⑤ 工事の期間中に被災したものであること

(3) 損害の負担範囲

損害額については発注者と受注者がそれぞれ負担する。

① 受注者の負担範囲

- i) 損害額及び損害の取片付けに要する額(以下、「損害合計額」という。)のうち請負代金額の 1/100 までの額。
- ii) 受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づく損害。
- iii) 契約書第 47 条第 1 項の規定により付された保険によりてん補された部分。

① 発注者の負担範囲

i) 負担額

損害合計額及び損害の取片付けに要する額(以下、「損害合計額」という。)が請負代金額の 1/100 に相当する額を超え、かつ、受注者がこの工事を遂行する場合に限り、損害合計額の 1/100 に相当する額を超える額。

ii) 発注者の負担方法(契約書第 28 条第 4 項及び第 5 項)

発注者は、損害額合計の負担を原則とするものとするが、被災によって生じた設計変更に含めることができる場合は、請負代金額の増として処理することもできる。

iii) 負担範囲

発注者が負担するために、次のような要件が満たされていることが必要である。

(ア) 確認可能性(契約書第 28 号第 5 号)

工事目的物、仮設物、工事材料または建設機械器具については、発注者と受注者の間で確認することができるものでなければならない。すなわち、工事材料の検査(契約書第 12 条第 2 項)、工事監督員の立会い(契約書第 13 条第 1 項及び第 2 項)、部分払のための確認(契約書第 36 条第 2 項)、その他受注者の工事に関する記録等により確認しうるものに係る額に限られる。このうち、受注者の工事に関する記録としては、契約書第 10 条の規定に基づく履行報告書、契約書第 13 条第 3 項及び第 5 項の規定に基づく工事写真等の記録、受注者の資材購入伝票、建設機械器具の借用書等があげられる。

(イ) 通常妥当性(契約書第 28 条第 6 項第 2 号及び第 3 号)

契約書第 1 条第 3 項により設計図書に指定が無い限り、仮設物、工事材料、建設機械器具、施工方法については、自主施行の原則に則り受注者の裁量に委ねられており、発注者が通常妥当と認められる範囲を超えた特殊な、あるいは不必要、又は上等なものの損害を負担する必要はなく、通常妥当と認められるものであった場合に生じたであろう損害のみを負担すれば十分である。

また、通常妥当と認められない仮設物等を用いたために損害が生じた場合は、発注者はその損害を負担する必要はない。

(ウ) 現場搬入性(契約書第 28 条第 5 項)

工事材料、建設機械器具については、工事現場に搬入されているものでなければならない。工事現場以外の工場、倉庫等にある工事材料(工事製品を含む)あるいは、輸送途中における工事材料については、部分払いの確認を受けたものであっても、発注者の負担対象とはならない。

なお、仮設物についても、工事現場に搬入される前のものは、発注者の負担対象とはならない。